

2026年4月22日

各 位

会社名： インフロニア・ホールディングス株式会社  
 代表者名： 代表執行役社長 岐部 一誠  
 (コード番号：5076 東証プライム市場)  
 問合せ先： 経営戦略部長 岡田 直仁  
 (03-6380-8253)

会社名： 三井住友建設株式会社  
 代表者名： 代表取締役社長 柴田 敏雄  
 問合せ先： 企画部長 田中 徳明  
 (03-4582-3000)

**インフロニア・ホールディングス株式会社の子会社（三井住友建設株式会社）による  
 三井住建道路株式会社株式（証券コード1776）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の子会社である三井住友建設株式会社（以下「三井住友建設」といいます。）は、2026年3月9日付の取締役会決議において、三井住建道路株式会社（証券コード：1776、東証スタンダード）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年3月10日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2026年4月21日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、三井住友建設が本日付で公表した、添付の「三井住建道路株式会社株式（証券コード：1776）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

三井住友建設の概要

名 称	三井住友建設株式会社
所 在 地	東京都中央区佃二丁目1番6号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 柴田 敏雄
事 業 内 容	建設事業：土木・建築・プレストレストコンクリート工事の設計・施工及びこれらに関する事業 開発事業：不動産の売買、賃貸及び管理に関する事業
資 本 金	12,003百万円（2026年3月31日現在）

以上

（添付資料）

2026年4月22日付「三井住建道路株式会社株式（証券コード：1776）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2026年4月22日

各 位

会社名： 三井住友建設株式会社  
代表者名： 代表取締役社長 柴田 敏雄  
問合せ先： 企画部長 田中 徳明  
(03-4582-3000)

**三井住建道路株式会社株式（証券コード：1776）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

三井住友建設株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年3月9日、三井住建道路株式会社（証券コード：1776、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年3月10日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2026年4月21日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 三井住友建設株式会社  
所在地 東京都中央区佃二丁目1番6号

(2) 対象者の名称

三井住建道路株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,295,947 (株)	1,203,500 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,203,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,203,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数の下限（1,203,500株）は、対象者が2026年2月9日に公表した「2026年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第3四半期決算短信」といいます。）

す。)に記載された2025年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(9,277,500株)から対象者第3四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(53株)を控除した株式数(9,277,447株)に係る議決権数(92,774個)の3分の2以上となる議決権数(61,850個)に対象者株式1単元(100株)を乗じた株式数(6,185,000株)から、2026年3月9日現在において公開買付者が直接所有する対象者株式数(4,981,500株)を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第3四半期決算短信に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数(9,277,500株)から、対象者第3四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(53株)、2026年3月9日現在において公開買付者が直接所有する対象者株式数(4,981,500株)を控除した株式数です。

(注4) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己株式を買い取ることがあります。

(注5) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 買付け等の期間

2026年3月10日(火曜日)から2026年4月21日(火曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,000円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,203,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(3,867,498株)が買付予定数の下限(1,203,500株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2026年4月22日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類		① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株	券	3,867,498株	3,867,498株

新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	3,867,498株	3,867,498株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	49,815 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.70%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	88,489 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.38%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	92,688 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年11月12日に提出した2026年3月期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第3四半期決算短信に記載された2025年12月31日現在の発行済株式総数（9,277,500株）から、対象者第3四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（53株）を控除した株式数（9,277,447株）に係る議決権の数である92,774個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2026年4月28日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が2026年3月9日に公表した「三井住建道路株式会社株式（証券コード：1776）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三井住友建設株式会社 本店  
（東京都中央区佃二丁目1番6号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上